

保医発0630第1号
令和2年6月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和2年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（令和2年3月5日保医発0305第12号）
の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの001(3)④ア中「大動脈用ステントグラフトを留置する際又はリード一体型ペースメーカー」を「大動脈用ステントグラフト又は自己拡張型人工生体弁システムを留置する際若しくはリード一体型ペースメーカー」に改める。
- 2 別表のⅡの073(1)②中「骨髓腔内」を「骨髓腔内又は楔状骨内」に改める。
- 3 別表のⅡの073(3)①ア中「骨髓腔内」を「骨髓腔内又は楔状骨内」に改める。
- 4 別表のⅥの040(1)中「歯科矯正用アンカースクリュー」を「「歯科矯正用アンカースクリュー」又は「歯科矯正用固定器具」」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保健医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001 血管造影用シースイントロデューサーセット</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 大動脈用ステントグラフト用 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア <u>大動脈用ステントグラフト又は自己拡張型人工生体弁システムを留置する際若しくはリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>002～072 (略)</p> <p>073 髄内釘</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること</p> <p>① (略)</p> <p>② 骨折の固定若しくは安定、骨長の調整、変形の矯正又は関節</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保健医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001 血管造影用シースイントロデューサーセット</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 大動脈用ステントグラフト用 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 大動脈用ステントグラフトを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>002～072 (略)</p> <p>073 髄内釘</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること</p> <p>① (略)</p> <p>② 骨折の固定若しくは安定、骨長の調整、変形の矯正又は関節</p>

固定を目的に、長管骨の骨髄腔内又は楔状骨内に挿入して使用する固定材料であること。

(2) (略)

(3) 機能区分の定義

① 髄内釘・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア 骨髄腔内又は楔状骨内に挿入する釘（付属品及び軟部組織侵入防止栓（エンドキャップ）を含む。）であること。

イ、ウ (略)

②～⑨ (略)

074～206 (略)

Ⅲ～Ⅴ (略)

Ⅵ 歯科点数表の第2章13部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001～039 (略)

040 歯科矯正用アンカースクリュー
定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般名称が「歯科矯正用アンカースクリュー」又は「歯科矯正用固定器具」であること。

(2) (略)

041 (略)

Ⅶ～Ⅸ (略)

固定を目的に、長管骨の骨髄腔内に挿入して使用する固定材料であること。

(2) (略)

(3) 機能区分の定義

① 髄内釘・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア 骨髄腔内に挿入する釘（付属品及び軟部組織侵入防止栓（エンドキャップ）を含む。）であること。

イ、ウ (略)

③～⑨ (略)

074～206 (略)

Ⅲ～Ⅴ (略)

Ⅵ 歯科点数表の第2章13部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001～039 (略)

040 歯科矯正用アンカースクリュー
定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般名称が「歯科矯正用アンカースクリュー」であること。

(2) (略)

041 (略)

Ⅶ～Ⅸ (略)